

出産に伴い休業される方へ

ご出産された方（ご出産予定の方）へのお知らせ

自営業の方や勤務先に育児休業制度がない方は、出生されたお子様の預け先を探す期間等として、特例的に一定期間は休業したまま在園中のお子様をお預けすることができます。

つきましては、復職（就労再開）の予定時期や特例預かり期間中の保育必要量の希望を確認するため、下記のとおり書類をご提出ください。

記

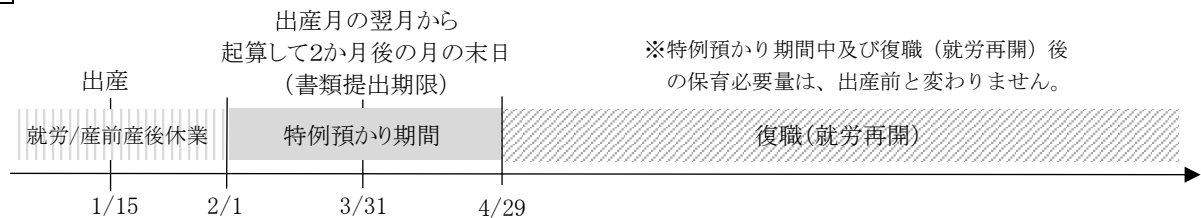
1. 特例預かり期間（休業したまま在園中のお子様を引き続きお預けできる期間）

出産月の翌月から出生されたお子様が1歳を迎える月の末日の前日まで

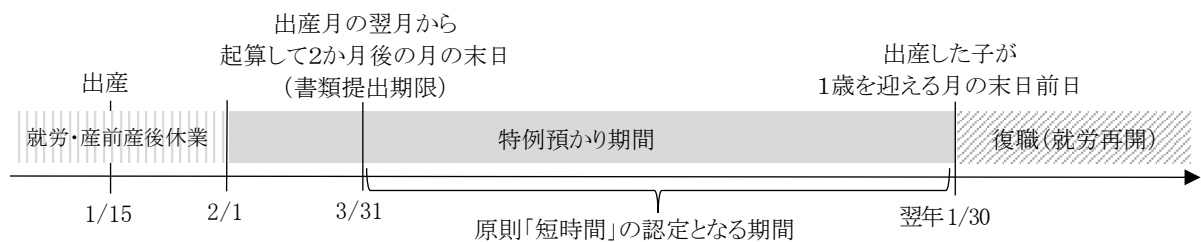
（例：1月出産の場合、翌年1月31日までに復職（就労再開）する必要があります。）

※ 特例の預かり期間のうち、出産月の翌月から起算して3か月目（例：1月出産の場合は4月）以降の保育必要量は、原則「短時間」の認定となります。ただし、家庭保育が困難な事由があり、8時間以上の保育が必要な場合は、「標準時間」の認定を希望することもできます。

例1 提出書類「復職（就労再開）に関する確認書」のNo.1にて①を選択する場合の休業期間等のイメージ



例2 提出書類「復職（就労再開）に関する確認書」のNo.1にて②を選択する場合の休業期間等のイメージ



2. 提出書類

復職（就労再開）に関する確認書



左記の二次元コードから電子申請できます。
入力後、送信してください。

3. 提出期限

出産（予定）月の翌月から起算して2か月後の月の末日まで

（例：1月出産の場合、3月31日までにご提出ください。）

4. その他

- (1) 復職（就労再開）の意思がない場合（提出書類「復職（就労再開）に関する確認書」のNo.1にて③を選択する場合）に在園できる期間は、出産月の翌月から起算して2ヶ月後の月の末日までとなります。（例：1月出産の場合、3月31日で退園となります。）
- (2) 復職（就労再開）後1か月以内に、次の書類をご提出ください。
 - ・外勤の場合……復職証明書
 - ・自営業の場合……復職日を記入した就労証明書
- (3) 特例預かり期間を超えて、復職（就労再開）されていないことが判明した場合には、理由にかかわらず退園となります。

【問い合わせ・提出先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

保育課 認定・入園係 ☎03-3312-2111(代表)